

平成 23 年 1 月 26 日
株式会社 中国銀行

昨日の報道について

昨日、当行の融資先である株式会社林原及び同社グループによる事業再生 ADR 手続（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法所定の特定認証紛争解決手続）の利用申請に関する一部報道がなされました。

当行は、現状、同社グループと協議をしているところであり、詳細については差し控えさせていただきますが、当行としても、事業再生 ADR 手続による解決を希望しており、同社グループの事業性及び岡山県における高い貢献度等に鑑み、主力行として相応の支援及び協力を行う方針で検討をしております。

以 上